

業務委託仕様書

1 件名 さいたま市不法投棄等防止夜間監視業務

2 履行場所 さいたま市全域

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務目的

本業務委託は、市内の不法投棄多発地域、野外焼却が行われやすい場所、土砂の不適正なたたき積が予想される場所等を巡回又は駐留監視し、廃棄物及び土砂の不適正処理の防止を図るとともに、これらの行為の発見時には、その状況調査及び一次対応を行うことを目的とする。

5 業務内容等

(1) 業務日数

業務日数は、年間365日とする。

悪天候（強風、大雨及び大雪）により委託者から業務中止の指示があった場合、若しくは受託者にて業務中止の判断を行った場合、原則業務中止日の翌日より、7日間業務時間を1時間延長することにより振り替えることとする。

受託者にて業務中止の判断を行った場合、開序日の8時30分から17時15分の間に速やかに委託者に報告する。

ただし、3月23日以降に業務を中止とする場合には、業務中止日の振替について、委託者と受託者で協議し取り決めることとする。

(2) 業務時間

業務時間は、4月1日の業務は同日0時から7時までの7時間及び22時から翌日5時までの7時間とする。4月2日以降は全日22時から翌日5時までの7時間を業務時間とし、3月31日5時をもって監視業務終了とする。

業務が中止となり振り替える場合、原則として業務開始日の21時から22時までの1時間を延長する。

ただし、委託者からの指示があった場合はそれに従うものとする。

(3) 業務場所

業務場所は、不法投棄多発地域、野外焼却が行われやすい場所、土砂の不適正なたたき積が予想される場所及び市民からの苦情通報等のあった場所であって、委託者の指示する場所（以下「指定場所」という。）とする。

(4) 業務内容

業務内容は、上記4の業務目的を達成するため、監視人員2名以上の体制にて指定場所及び指定場所の近隣を巡回又は駐留監視する等必要な方法で行う。

また、位置情報システム及び位置情報システム対応のGPS機能を有するスマートフ

オンを用いる。必要に応じてデジタルカメラ、ビデオ撮影等の機器を用いるものとする。

なお、各種機材等については、受託者所有の機材を用い、システム使用料及び消耗品等は契約金額に含めるものとする。

(5) 業務車両

業務車両は、受託者所有の車両とし、軽自動車を除く1.5L級以上の車両とする。

なお、業務車両の車検又は業務車両を変更する際は事前に委託者に報告し、代車を使用する場合は上記と同等以上のものを使用する。

また、業務車両にはパトロールライト（黄色）を常備する。

(6) 不法投棄の発見

ア 不法投棄行為者を発見した場合は、直ちに所轄警察署へ通報し、積極的に警察活動に協力するとともに、発見した時刻、不法投棄行為者の特徴、不法投棄物の種類、量等を記録し委託者へ報告する。また、その時点で位置情報を発信し報告する。可能であった場合は、不法投棄行為者が使用した車両のナンバー、車種、色及びその他特徴の確認及び現場の写真撮影を行いそれらを報告する。

イ 不法投棄物を発見した場合は、不法投棄物の発見時刻、種類、量及び証拠物の有無等の必要事項を記録し、原則として不法投棄物にバツ印を書くように黄色スプレーを噴きつけた上で、必要事項を記入した工事用看板（黒板等）を用いて状況を写真撮影し、委託者へ報告する。

なお、写真撮影は不法投棄物発見時の状態のまま撮影し、調査はその後行う。

また、不法投棄物（証拠物を含む）は原則持ち去らないこととし、証拠物が不法投棄物内のどの場所にあったかを写真撮影し、委託者へ報告する。

ただし、黄色スプレーを噴きつける不法投棄物は、不法投棄された廃棄物である事がその状況から明らかであると判断された場合並びに本市が管理者である場所で発見された場合に限る。管理者が不明である場合は、黄色スプレーを噴きつけてはならない。

ウ 別紙に定める監視カメラ設置箇所付近に不法投棄物を発見した場合、その旨速やかに委託者に報告する。

エ 不法投棄物が道路をふさぐなど、交通に支障をきたしている場合は、規制線を使用するなどして、危険の回避に努める。

(7) 不審車両の発見

巡回又は駐留監視中に、廃棄物を積載した又は積載が疑われる車両等の不審な車両を発見した場合はその時点で位置情報を発信し報告する。可能であった場合は、当該車両のナンバー、車種、色及びその他特徴の確認及び当該車両の写真撮影を行いそれらを報告する。

(8) 野外焼却の発見

野外焼却を発見した場合は、行為地、焼却方法（地面、ドラム缶及び焼却炉等）及び異臭の有無等を記録し委託者へ報告する。また、その時点で位置情報を発信し報告

する。可能であった場合は、野外焼却行為者の使用した車両のナンバー、車種、色及びその他特徴の確認及び現場の写真撮影を行いそれらを報告する。

また、火災等のおそれを伴うと判断した場合は 119 番通報を行う。

(9) 土砂の不適正なたい積の発見

委託者の指定する場所にて土砂の不適正なたい積を確認した場合は、その内容を記録し委託者へ報告する。また、その時点で位置情報を発信し報告する。可能であった場合は、たい積の行為者の使用した車両のナンバー、車種、色及びその他特徴の確認及び現場の写真撮影を行いそれらを報告する。

(10) 監視カメラ設置箇所の確認

別紙に定める監視カメラ設置箇所について、次の項目について確認を行い、異常が認められた場合、速やかに委託者へ報告する。

また、履行期間中に新設又は移設された監視カメラ設置箇所においても確認を行うこと。

監視カメラは 5 日間に 1 回以上の頻度で確認を行うこと。

- ア 監視カメラの録画中確認
- イ 監視カメラ周辺の不法投棄物の確認（カメラ可視範囲内）
- ウ センサーライトの点灯確認
- エ 看板の状態の確認
- オ その他目視による確認

(11) 提出書類

受託者は、契約締結後本委託に関する次のアからオまでの書類を委託者に提出する。書類の内容については、事前に委託者と協議する。

なお、業務車両の変更する場合変更した業務車両のオを再度提出する。

- ア 責任者及び組織体制
- イ 監視人員名簿
- ウ 監視人員の資格を有することを証明するものの写し
- エ 緊急連絡表
- オ 業務車両の写真 2 枚（1 台当たり）並びに車検証の写し

(12) 業務報告

上記（6）から（10）の発見及び確認結果について、毎業務終了後に次のア及びイを、業務開始日の翌開庁日の 8 時 30 分までに e メールにて委託者へ報告する。業務中止となった場合、中止になったこと及びその理由を GPS 機能の有するスマートフォンにより送信報告し、翌開庁日速やかに委託者に報告する。

なお、アについては、ファイル名に不法投棄物の発見時刻、種類等を記載し、圧縮ファイルにせず JPEG 形式等にて報告する。

また、ウについては、GPS 機能を有するスマートフォンにより隨時送信報告する。

毎業務終了後、受託者管理端末にて監視ルート等確認し異常があればその原因を調査し結果を速やかに報告する。

- ア 写真

- イ 必要事項等の記録
- ウ 巡回及び駐留監視ルート

(13) 完了報告書

毎月業務完了後 7 日以内に、次のアからウを取りまとめ、完了報告書と併せて提出する。

なお、アについては不法投棄及び不審車両、野外焼却等の集計をしたものとする。

- ア 確認結果集計表
- イ 写真
- ウ その他必要書類

6 業務の責任者及び組織体制

業務を適正に履行するため、業務遂行する監視人員から監視責任者とする監視主任を選任するとともに、業務全体を総括する総括責任者を 1 名選任する。

なお、総括責任者は、業務実施に当たり指定場所等の現場状況を十分把握し、一般市民及び職員に迷惑のかからぬよう指揮監督し、常に委託者と連絡の取れる体制をとる。

また、総括責任者は、業務従事者の勤務状態を把握し、業務の向上に努める。

7 監視人員の資格及び人員確保

業務の実施の適正を図るため、次のとおり監視員を適正に配置する。

- (1) 監視人員は監視主任 1 名と監視員 1 名の計 2 名以上の体制で実施する。
- (2) 監視主任は、国土交通省建築保全業務積算要領の規定に基づく警備員 B (施設警備 2 級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者) 以上の者とする。
- (3) 監視員は、国土交通省建築保全業務積算要領の規定に基づく警備員 C (警備業務について、警備員 A (施設警備 1 級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者) 又は警備員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者) 以上の者とする。
- (4) 監視主任及び監視員への教育は、警備業法に基づく警備員指導教育責任者が教育を実施し、資質の向上に努める。

8 服務規律

- (1) 業務に従事する者は、一般人が一目瞭然で監視員であることが分かる服装、名札を着用するとともに、常に本業務委託契約書の写し、身分証明書及び携帯電話等を携帯する。
- (2) 監視員は、勤務中の飲酒、所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。

9 一般事項

- (1) 受託者は、不法投棄行為並びに野外焼却行為を発見した場合、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
- (2) 受託者は、業務上緊急に必要と認められるとき（災害、事故等）は臨機の措置を行

い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告する。

- (3) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (5) 本業務委託仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の委託者が指示する事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
なお、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決めるものとする。

1 0 緊急時の処置

事故の未然防止に努めるとともに、業務中に事故、事件が発生した場合は、書面をもって委託者に届出報告するものとする。

1 1 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。